

令和7年度 姫路市立高岡小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 本校の方針

学校教育目標「やさしく かしこく たくましく」のもと、心豊かな児童の育成を目指している。全校児童が安心して学校生活を送り、仲間とともに充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、いじめを生まない土壌と絆づくりを図りながら、いじめをしない・許さない学校づくりを推進する。

そのために開発的予防的生徒指導の柱として、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は、早期に適切かつ迅速に解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。また、この「学校いじめ防止基本方針」は、年度末に1年間の取組をふり返って検証し(学校評価)、次年度の「学校いじめ防止基本方針」に反映させていく。

2 基本的な考え方

いじめについては、「いじめは、どの児童にも学校にも起こりうること」また、「いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいこと」との認識を全教職員が持ち、教職員の連携体制や児童との信頼関係を築いていく。またけんかやふざけあいであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。さらに「いじめをしない」「いじめを許さない」人間関係作りと大人の気づく力を高め、いじめを生まない土壌づくりに取り組む。そのため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

“高岡小学校全教職員が全児童の担任”という意識を常に持ち、全児童に対し積極的に生徒指導に取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに市教委に報告するとともに、いじめ対応チームを発足させ、情報の収集と記録・情報の共有・いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を定める。

また、収集し確認した情報及び対応について、市教委に報告し、校長の判断により、学校サポートスクラムチームの支援を要請する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教委に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する者を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

5 いじめ解消の条件

いじめ解消の条件を以下2点の内容を満たすものとする

- ①心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。
- ②いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

6 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校基本方針は、本校のホームページで公開するとともに、保護者や地域への情報発信に努める。取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、生活指導委員会や職員会議などの機会を利用しながら常に見直しを進める。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意思のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(道徳・人権教育、体験活動、特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、推進法第22条に基づき、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・確認を行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

いじめ対応チーム

【構成員】

校長、教頭、生徒指導担当、主幹教諭、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・校内研修の企画・実施
- ・事実関係の把握といじめか否かの判断
- ・いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめを受けた児童に対する支援体制

未然防止

- 心の教育の充実(道徳・人権教育の充実)
 - ・規範意識を高め道徳的実践力を育成する
 - ・自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自己を尊重する意識を涵養する
- 学習指導の充実(わかる授業の充実)
 - ・学習における規律、学びに向かう集団作り
 - ・意欲的に取り組む授業研究(教職員研修の充実)
 - ・特別の教科「道徳」を要とした心に響く授業
 - ・小中一貫教育の推進
- 体験活動の充実
 - ・人間的なふれあいを深め豊かな感性を育む
 - ・異世代交流により、自主性・社会性を養う
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実
 - ・ネットトラブル対策講座の実施
- 教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 保護者地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・オープンスクール・公開授業の実施
 - ・地域行事への積極的参加
 - ・人権ポスター、標語の募集及び啓発活動

早期発見

- 情報の収集
 - ・教職員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・児童・保護者・地域からの情報
 - ・アンケートの実施
記名、無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、記入しやすい形態で実施
 - ・各種調査の実施
 - ・定期的な面談における情報(児童・保護者)
毎学期、個別面談を実施
- 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・養護教諭との連携
 - ・スクールカウンセラーの活用
- 情報の共有
 - ・いじめの兆候を発見した時、いじめの情報を得た時は、すぐ管理職に報告(決して個人で判断しない)
 - ・職員会議等での全職員の情報共有
 - ・要配慮児童の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の徹底

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたづらをする

いじめられている子

- ◎ 日常の行動・表情の様子
 - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
 - 下を向いて視線を合わせようとしない
 - 顔色が悪く、元気がない
 - 早退や一人で下校することが増える
 - 遅刻・欠席が多くなる
 - 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる
 - ときどき涙ぐんでいる
 - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ◎ 授業中・休み時間
 - 発言すると友だちから冷やかされる
 - 一人でいることが多い
 - 班編成の時に孤立しがちである
 - 教室へいつも遅れて入ってくる
 - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
 - 職員室の近くにいたがる
 - 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ◎ 昼食時
 - 他の子どもの机から机を少し離している
 - 食べ物にいたづらされる
 - 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ◎ 清掃時
 - いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
 - 一人で離れて掃除をしている
- ◎ その他
 - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれている
 - 持ち物や机、棚に落書きをされる
 - 持ち物が壊されたり、隠されたりする
 - 理由もなく成績が突然下がる
 - 服にくつの跡がついている
 - 手や足にすり傷やあざがある
 - ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
 - けがの状況と本人が言う理由が一致しない
 - 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け入れられない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に行動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域
4月	いじめ防止対策推進委員会 指導方針・計画作成	入学前の保育園・幼稚園 との情報交換		あいさつ運動
	保護者向け啓発	学級づくり 1年生を迎える会		
5月	いじめ防止対策推進委員会 (生活指導委員会)	職員研修会 人権標語・ポスター		
	教育支援委員会		運動会	
6月	いじめ防止対策推進委員会	職員研修会	生活アンケート①	
	教育支援委員会	小中連絡会 いじめ防止基本方針研修	個別面談 オープンスクール	
7月	いじめ防止対策推進委員会	ライフスキル教育	保護者懇談	
	教育支援委員会			
8月	いじめ防止対策推進委員会	カウンセリング研修		
	ライフスキル研修 教育支援委員会			
9月	いじめ防止対策推進委員会	ライフスキル教育	道徳参観	あいさつ運動
	教育支援委員会			
10月	いじめ防止対策推進委員会	中人研による研修		
	教育支援委員会			
11月	いじめ防止対策推進委員会	全校集会	生活アンケート②	
	教育支援委員会		個別面談 音楽会	
12月	いじめ防止対策推進委員会		保護者懇談	
	教育支援委員会			
1月	いじめ防止対策推進委員会	情報モラル教室		あいさつ運動
	教育支援委員会			
2月	いじめ防止対策推進委員会	ライフスキル教育	生活アンケート③	
	教育支援委員会	薬物乱用防止教室	個別面談 オープンスクール	
3月	いじめ防止対策推進委員会	次年度に向けたクラスづくり		
	教育支援委員会 本年度のまとめ	6年生を送る会 保幼小連絡会 小中連絡会		

認知したときの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童の苦痛を取り除き、徹底して守り抜くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

そこで、いじめの情報を得た時には、学校長は、迅速にいじめ対応チームを招集し、以下の点に留意して組織的に対応する。

(1) 正確な事実把握

- ア いじめを把握した当日内に、当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。なお、聞き取りに際してはできる限り複数の教員であたる。
- イ 関係教職員と情報を共有し、事実関係を整理する。

(2) 指導体制、方針の決定

- ア 整理した事実関係を元に指導の方針・ねらいを決める。
- イ 指導方針に従って対応する教職員の役割分担を行う。
- ウ 全ての教職員の共通理解を図る。
- エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童への指導・支援

- ア いじめを受けた児童や、情報を提供した児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- イ いじめを行った児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、その子の成長につながるような働きかけを行う。
- ウ いじめを行った児童といじめを受けた児童との関係修復の場を設定する。
- エ はやし立てるなど、いじめを助長する行為もいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- オ いじめの傍観者には、いじめを自分のこととしてとらえさせ、解決に向けた行動について考えさせ、実践できるよう指導する。

(4) 保護者との連携

- ア 具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
- イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ウ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。

(5) 関係機関との連携

ア 警察との連携

刑罰法規に抵触するいじめや児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報するとともにこども家庭センター等の協力を得る。

ネット上の書き込みや画像等が発見された場合は、警察やサイバー犯罪対策課等関係機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

イ 福祉機関との連携

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭総合支援室、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

ウ 医療機関との連携

いじめを受けた児童の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

いじめを受けた児童やいじめを行った児童などが心身の苦痛を感じており、心のケアが必要な場合は、積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を行う。

(6) 事後の対応

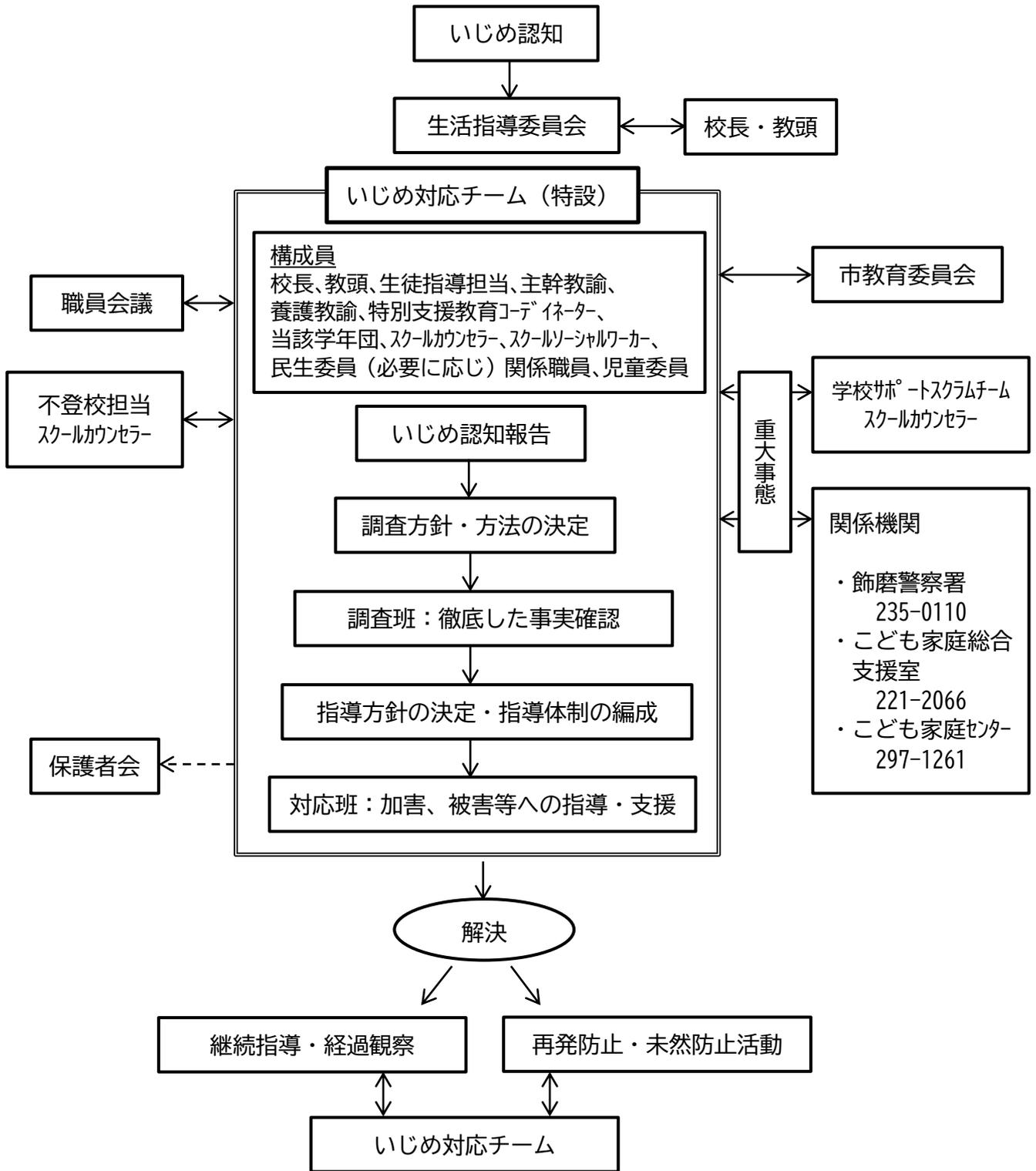
- ア いじめを受けた児童に対しては、学校の全教職員が授業等を通して心のケアを図ると共に、必要に応じてスクールカウンセラーや姫路市立総合教育センターでの相談等を勧める。
- イ いじめを受けた児童及び保護者の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童の自己有用感や自尊感情の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童や保護者も交えて関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童の状況に応じ、相談機関や警察など適切な関係機関との連携を進める。

(7) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解決とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合に解消とする。

- ア 心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- イ いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人およびその保護者に確認できていること。

いじめ認知時の組織的対応



- ※被害者や情報源の者の心情に十分配慮し、事実確認をする。保護者の意向も配慮する。
- ※いじめを認知すれば、直ちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞き取る。また、聞き取り内容について周辺児童からも状況を聞き取る。聞き取り・指導は原則3日以内に複数の教員で行う。家庭訪問も複数の教員で行う。
- ※双方の保護者に説明し、保護者と関係職員を交え、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。
- ※はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに荷担している事を理解させる。
- ※いじめを見ていた児童にも、自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。